

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 暮らしの安全安心課

法令名	計量法	法令の番号	
許認可等の種類	計量証明検査	根拠条項	第116条
審査基準	<p>○ 計量証明事業者は、第107条の登録を受けた日から特定計量器ごとに政令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、計量証明に使用する特定計量器であって政令で定めるものについて、計量証明検査を受けなければならない。</p> <p>1 計量証明検査申請書の提出</p> <p>2 計量証明検査の合格条件</p> <p>一 検定証印等（第72条第2項の政令で定める特定計量器であっては、有効期間を経過していないものに限る。）が付されていること。</p> <p>二 その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。</p> <p>三 その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えないこと。</p> <p>四 二に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする。</p> <p>五 三に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により、基準器（第71条第3項の経済産業省令で定める特定計量器の器差については、同項の経済産業省令で定める標準物質）を用いて定めるものとする。</p> <p>3 計量証明検査済証印等</p> <p>一 計量証明検査に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、計量検査証明検査済証印を付する。</p> <p>二 前項の計量証明検査済証印には、その計量証明検査を行った年月を表示するものとする。</p> <p>三 計量証明検査に合格しなかった特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。</p>		
	受付 機関	暮らしの安全 安心課	処理 機関
交付 機関	暮らしの安全安心課	標準処理期間	30日
		標準経由期間	日
		目次	NO
			8